

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会情報公開規程

平成19年9月2日
選挙管理委員会訓令第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の所管に係る新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の施行に関しては、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合規則第8号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年9月2日から施行する。